

2014年8月7日  
東京・TKP市ヶ谷カン  
ファレンスセンター  
「8F大ホール」

# 2014年度第3回共済推進県本部代表者会議 全労済自治労共済本部県支部事務局長会議 (合同会議)

## 議事次第

座長 勝島総合組織局長

氏家委員長あいさつ

<報告・協議事項>

- I マイカー共済次期・掛金改定（実施概要案）の組織討議の進め方について  
提案者 柚谷副委員長
- II マイカー共済次期制度・掛金改定（実施概要案）について（別冊）  
提案者 全労済自治労共済本部 三角常務執行役員
- III マイカー共済次期制度・掛金改定（実施概要案）に対する対応方針（案）について ..... (本誌)  
提案者 全労済自治労共済本部 有留専務執行役員
- IV その他

全日本自治団体労働組合

全労済自治労共済本部

## マイカー共済次期制度・掛金改定（実施概要案）に対する対応方針（案）

### はじめに

マイカー共済の次期制度・掛金改定については、2013年12月12日の第3回全労済理事会で「自動車共済事業全体の検証と抜本的見直しに向けた対応方針」が決定され、その後2014年4月10日の第5回全労済理事会では「次期制度・掛金改定概要案」が、7月16日の全労済役員会研究会では「試算掛金」が明らかにされた。自治労共済本部は、6月17日～25日の共済推進県本部・県支部合同会議における意見・要望を踏まえて全労済本部への意見反映に努めた。

8月5日の全労済役員会では「次期制度・掛金改定実施概要案」が確認された。このうち、9月9日の全労済役員会で「実施案」が協議され、10月21日の全労済理事会で実施案が決定される予定である。自治労共済本部は、「実施概要案」に対する対応方針案を次のとおり提起する。

### 1. マイカー共済次期制度・掛金改定（実施概要案）について

- 資料1 「〈マイカー共済〉追加改定項目に関する改定掛金について」
- 資料2 「〈マイカー共済〉次期制度・掛金改定（実施概要案）について」
- 資料3 「〈マイカー共済〉次期制度・掛金改定における改定掛金（実施概要案）について」ダイジェスト
- 資料4 「じちろうマイカー共済次期制度改定・掛金試算」（6～10等級・10～19等級）
- 資料5 「マイカー共済純掛金損害率の推移」
- 資料6 「県本部・県支部意見に対する回答」

### 2. マイカー共済次期制度・掛金改定をめぐる議論経過

#### （1）「自動車共済事業全体の検証と抜本的見直しに向けた対応方針」（2013年12月12日・第3回全労済理事会）

安定的な事業運営を行い、組合員に永続的に自動車共済を提供し続けるために、中期経営政策最終年度の2017年度までに危険差損の解消を行うことについて基本的に理解し了解する。

(2) マイカー共済次期制度・掛金改定（概要案）（2014年4月10日・第5回全労済理事会）

「実損害の補償」を基本とし、「補償のわかりやすさ」や「シンプルな補償」への見直しを行うこと、また損保との制度しきみの差異の解消を目指すことについて基本的に理解し、各制度改定内容について了解する。

(3) マイカー共済次期制度・掛金改定における掛金改定（試算掛金）について（2014年7月16日・全労済役員会研究会）

① 収支上の観点（全般的考え方）

提供資料による情報が極めて限定的であるが、個々の掛金例や全体の収支予測を見ると、数理的には適正な水準にあると思われる。

改定前料率は、付加掛金が低すぎて、各単位本部も運営上の問題を抱えているところであるが、付加掛金単価も現状の1割程度高くなっている、各単位本部の安定的な運営に寄与するものと見込まれる。

## ② 掛金格差が小さい「被共済者年齢区分」は簡略化すべき（要望 1）

今回の改定では、運転者年齢条件の 30 歳以上区分を 26 歳以上に統合するなどの対応がはかられているが、同時に、事故有等級の導入、本人・配偶者年齢限定の導入、主たる被共済者年齢区分の導入など、掛金区分を細分化する内容が提起されている。

今回の試算掛金を見ると、特に主たる被共済者年齢では格差がまったくない掛金区分もあり、複雑化のデメリットの方が大きいと言える。パンフレットや掛金例の案内などが複雑化するという点で、改定後の事業推進にも影響することから、下記の修正を要望する。

### <要望 1>

主たる運転者年齢による料率細分については、有意な料率格差が認められないため、募集負荷等も考慮し、当初の制度改定案に固執せずに、「30 歳未満・60 歳未満・60 歳以上」の 3 区分に集約すべき。

### 【全労済本部の回答（7月 23 日）】

主たる運転者年齢の料率細分については、損保等からの契約の引継ぎを考慮し、同様の区分に設定して置くことが必要と判断しています。

試算掛金については、各区分の実績の母数が小さいことなどから料率格差が抑制されている可能性があります。今回の改定以降、実績の蓄積をふまえて料率格差を検証しますが、損保同様に区分間の料率格差が変動（拡大）する可能性があります。

また、今後損保からの引き継ぎに加え、近い将来団塊の世代が 70 歳を超えてくるときに地域における高齢者運転手のリスクが高まり、そのことに対応するために今回の改正から導入を予定しています。

また、3 区分に集約した場合でも、主たる被共済者の年齢を確認する必要があります。

### 【自治労共済本部の考え方】

損保からの契約切り替えに伴う引き継ぎにおいて同様の区分を保持しなければならないこと、今後団塊世代の年齢上昇により区分間の料率格差が変動（拡大）する可能性についても理解する。

③ 軽四輪乗用車の大幅な掛金引上げを抑制すべき（要望 2）

「これまでの掛金設定が低すぎたこと」に加え「改定掛金によって車種に応じた掛金のアンバランスが補正されたこと」の二重の要素により、軽四輪乗用車の特定の掛金区分が極端な引上げとなっている。

自治労共済本部にとって、対象となる契約者層は多数であることに加え、事故有係数適用者（事故を起こした人）とはいえ、掛金上昇率の数字自体のインパクトが強すぎるため、「万一のときの共済なのに掛金が倍になる」等の悪いイメージが一人歩きする懸念がある。

特定車種の特定等級による問題であるため、全体の団体割引率を増やすなどの方法では対処できないため、下記の修正を要望する。

＜要望 2＞

ア. 事業推進への影響を考慮し、極めて大きく掛金上昇している軽四輪自動車について引上げ率を抑制すべき。

イ. 軽四輪自動車については、事故の有無にかかわらず、次のような掛金引上の繰延を検討すべき

1年目：(1 + 当初予定の掛金引上幅) の 3 分の 1 乗

2年目：(1 + 当初予定の掛金引上幅) の 3 分の 2 乗

【全労済本部からの回答（7月23日）】

ア. 車種間の料率格差については、現行格差に比較して極端に拡大しないように一定上限を設けており、引き上げ率については、既に一定抑制された結果となっています。

イ. 掛金引上げを繰り延べる場合、既に確認されている＜実行計画＞の目標とする2017年度の危険差損の解消を達成するには、繰延期間において、軽四輪自動車の不足する掛金を他車種のさらなる引き上げにより補うことになり、優良契約の流出が懸念されます。

また、現行掛金と本則適用掛金を事故有契約で比較すると大幅な引上げとなりますですが、途中、周知期間を設けてあるため、現行⇒周知期間⇒事故有係数導入と段階的な引上げとなります。

(職域掛金、運転者年齢条件 35 歳以上、主たる被共済者年齢 45 歳、子供特約付帯なし)

		① 本則掛金 (事故有)	② 周知期間	③ 現 行	①／②	②／③
軽四輪乗用車 (N-BOX)	6 等級	126,200 円	121,350 円	95,760 円	104.0%	126.7%
	10 等級	89,790 円	72,810 円	57,460 円	113.7%	126.7%
	13 等級	83,730 円	58,250 円	45,960 円	143.7%	126.7%
	17 等級	75,230 円	46,120 円	36,390 円	172.2%	126.7%
	20 等級	69,170 円	43,690 円	34,470 円	158.3%	126.7%

※この掛金例は、職域掛金・団体割引なしで試算しており、じちろうマイカー共済標準型による掛金とは異なります。

#### 【自治労共済本部の考え方】

軽四輪乗用車の収支が、自動車共済事業全体の悪化の原因となっており、掛金の引き上げについては止むを得ないものと理解する。

また、周知期間（経過措置期間）の設定に伴う負担感の軽減についても理解するが、軽四輪乗用車は大幅な引上げとなっているため、事業推進上の観点から軽減措置を要望する。

④ 団体割引率が拡大可能となる枠組みを維持すべき（要望 3）

自治労共済契約者の 30 万台契約切り替えは、純掛金損害率において全国計 99.74%に対し 83.97%と収支改善に貢献している。

さらに、2013 年度においては半分程度しか反映しておらず、次年度以降、今年度の未経過掛金が反映していくことや、新規契約となるべき自治労自動車共済が 3 万台位残っていることから、次年度以降も全体の収支改善に貢献していく見通しである。

団体間で損害率格差が発生している一方で、現時点では、改定掛け金の一部の例示しかされず、各種契約条件における改定掛け金は不明である。よって、下記のとおり要請する。

-----  
<要望 3>

最終的な決定料率と団体収支の調整として、団体割引は、当該団体の収支状況に照らして、各々の団体で拡大可能な現状の枠組みを維持すべき。

【全労済本部からの回答（7月23日）】

団体割引については、現行のしくみを維持する予定です。

【自治労共済本部の考え方】

理解する。

⑤ 賠償対応付き弁護士費用特約の掛金引上げを抑制すべき（要望 4）

＜要望 4＞

本特約は、自治労共済の特徴点として全組合員にセット付帯したものであり、大幅な引き上げは容認できない。正確な基礎データの提示を求めるとともに、事業推進上および組合員の納得感への配慮から対応すべきである。

【全労済本部からの回答（7月31日）】

- ① 弁護士費用特約の純掛け金損害率は、以下のとおり上昇傾向に推移しており、2017年度の純掛け金損害率の見込みは126.7%（事故発生率0.0036356、最終共済金単価561,572円、クレームコスト2,042円）と推定しています。＜実行計画＞で確認されている2017年度の危険差損の解消を目指した結果、平均掛け金改定率が34.5%となっています。なお、平均掛け金改定率（134.5%）と純掛け金損害率（126.7%）との差異は、安全率（約8%）+異常危険準備掛け金相当額（約3%）－賠償対応部分掛け金引下（約3%）となります。

（弁護士費用特約）

	2009年度 (実績)	2010年度 (実績)	2011年度 (実績)	2012年度 (実績)	2013年度 (実績)
事故発生率	0.0012554	0.0016274	0.0019875	0.0027483	0.0030586
最終共済金単価	522,254円	479,691円	532,545円	598,774円	568,247円
クレームコスト	656円	781円	1,058円	1,646円	1,738円
純掛け金損害率	40.7%	48.4%	65.7%	102.2%	107.9%

- ② 賠償対応補償部分の実績推移は以下のとおり減少傾向に推移しており、2017年度のクレームコストは5円と推定しています。その結果、表定掛け金は20円（団体割引前）となります（現行は70円）。

（弁護士費用特約の賠償対応補償部分（自治労実績））

	2009年度 (実績)	2010年度 (実績)	2011年度 (実績)	2012年度 (実績)	2013年度 (見込み)
事故発生率	0.0000329	0.0000393	0.0000216	0.0000156	0.0000189
最終共済金単価	397,087円	562,330円	542,745円	399,717円	444,794円
クレームコスト	13円	22円	12円	6円	8円

※ 2011年度はⅡ期の実績数値。

- ③ これらの状況をふまえ、付加掛金率を圧縮することで、弁護士費用特約（賠償対応補償付）の掛金単価を見直すこととします。

#### 弁護士費用特約（賠償対応補償付）

	現 行		付加掛金調整前	付加掛金調整後	
	団体割引前	団体割引後		団体割引前	団体割引後
掛金単価	2,000 円	1,800 円	2,690 円	2,460 円	2,210 円
改定率	—		+34.5%	+23.0%	+10.5%
付加掛金率	15%		15%	7%	7%

※ 団体割引は 10%（現行）。

※ 弁護士費用特約についても、付加率を 7% に見直すこととする。

#### 【自治労共済本部の考え方】

平均掛金改定率が 34.5% にならざるをえない状況については理解し、基本補償と同様の職域掛金導入についても、純掛け金損害率が職域と地域で大きな差が無い、と提供資料で理解した。

また、全労済本部から検討提案のあった補償費用 300 万円の引き下げによる掛け金引上げ抑制案は、自治労共済における賠償対応補償設定の意義を考慮する場合、300 万円は維持すべきものであるため困難である。

結果、弁護士費用特約の掛け金引上げを抑制するための方策として、付加掛金率の見直しを行うことについて理解する。

## ⑥ 損調業務改善・事業費削減などの効果の反映について（要望 5）

### ＜要望 5＞

損調業務改善対策、事業費削減等の重要な取組みについては、自治労共済本部自らも努力し、全労済本部に対しても進捗確認を注視しているところであるが、相当の収支改善効果が見込まれることから、掛金・保障内容の改善を要望する。

### 【全労済本部からの回答（7月25日）】

次期改定の主目的は確実な欠損の解消であり、計画・予定される損害調査業務改善対策や事業費削減効果については、今後、次期改定（2015年度改定以降）に向けて検証を行っていきます。

全労済本部でも改善策として13億円程度の目標を作っていますが、厚生労働省との協議では、このことを踏まえた（経費削減を入れた）掛金設定では認可が下りない可能性があります。したがって、これらのこと反映しない形で作成しています。

資料にも記載している通り、付加掛け金率を現在の28%から、2017年度は25%程度に抑えることを目標にしている。民間損保が30%を超える状況であることから、このようなことで改善を行いたいと考えます。

### 【自治労共済本部の考え方】

理解する。

## ⑦ 情報の開示について（要望 6）

### <要望 6>

収支見通し、掛金計算など、提案内容を検証するための基礎的なデータは、要望に応じて速やかに提供されるよう要請する。マイバイク特約の掛金が大きく上昇しているが、引上理由の要点と、引上要因となる実績の推移の概要を示してほしい。

### 【全労済本部からの回答（7月 23 日・30 日）】

各事業本部等への資料提供については、本部として提供の必要性・使用目的などにもとづき総合的に判断してまいります。

マイバイク特約の純掛金損害率は、以下のとおり推移しており、2017 年度の純掛金損害率の見込みは 158.4% と推定しています。<実行計画>で確認されている 2017 年度の危険差損の解消を目指し掛金を設定した結果、一定掛金上昇を抑制した結果、平均掛け金改定率が 37.1%（職域 31.3%、地域 42.0%）となります。

### （マイバイク特約）

	2009 年度 (実績)	2010 年度 (実績)	2011 年度 (実績)	2012 年度 (実績)	2013 年度 (実績)
クレームコスト	5,616 円	6,714 円	6,697 円	7,442 円	7,636 円
純掛け金損害率（※）	116.9%	139.7%	139.4%	154.5%	157.8%

※ 2012 年度制度改定後水準による純掛け金換算後の損害率。なお、発生ベースの数値であるため決算数値とは異なります。

### 【自治労共済本部の考え方】

資料提供対応について理解する。マイバイク特約の引き上げ理由について理解する。

### 3. マイカー共済次期制度・掛金改定（実施概要案）に対する対応方針（案） (2014年8月5日・全労済役員会)

#### （1）基本的な考え方

- ① 今回のマイカー改正議論は、13年6月から1年間をかけて自動車共済の移管を完了した直後の時期に行われるものであり、組合員に全労済統合、共済運動そのものに対する基本的な疑念を抱かせかねない課題であり、慎重な対応が必要である。
- ② 安定的な事業運営を続けるために、2017年度末までに危険差損の解消をめざすことを基本的に了解する。
- ③ 一律大幅な掛け金引き上げには反対する。
- ④ 8月7日以降の組織討議において、組合員の納得を得られるよう全力を尽くす。

#### （2）制度・掛け金に関する要望

- ① 団体割引  
一律大幅な掛け金引き上げを抑制するために、団体割引率の引上げを要望する。
- ② 軽四輪乗用車  
大幅な掛け金引き上げを抑制するよう要望する。

#### （3）事業推進に関する対応

- ① 運転者本人・配偶者限定特約  
運転者本人・配偶者限定特約（新設）の割引率が7%とされた。若年層を中心に、十分な説明のうえ推進をはかる。
- ② 車両損害補償の自己負担（免責）  
車両損害補償の付帯を促進し、掛け金引上げによる補償非更新を防ぐため、車両損害補償の自己負担（免責）掛け金について、十分な説明のうえ推進をはかる。

## 4. 組織討議の進め方

### (1) 経過

- 7月17日 自治労共済本部・常勤役員会議（試算掛金対応案の協議）
- 7月18日 三団体連絡会議（試算掛金対応案の協議）
- 7月29日 自治労共済本部・第8回経営委員会（試算掛金対応案の確認）
- 8月5日 全労済役員会（実施概要案を確認）
- 8月6日 自治労共済本部・常勤役員会議（実施概要案対応案を協議）  
自治労本部共済推進委員会（実施概要案対応案を協議）

### (2) 今後の進め方

- 8月7日 共済推進県本部代表者会議・共済事務局長合同会議（実施概要案対応案の提起）
- 9月12日 実施概要案対応案への意見集約締切日
- 18日 共済推進県本部・県支部合同会議（意見集約を受けての協議）
- 29日 自治労本部共済推進委員会
- 30日 共済推進県本部代表者会議（拡大闘争委員会当日）（最終的な方針の確認）

以上